令和9年度小学校新1年生の保護者の皆様へ

宇治市教育委員会

就学援助制度の入学前支給のご案内

令和9年度に宇治市立小学校へ入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に、新入学学用品費等を、小学校のご入学前に支給しています。

この案内は、令和9年度に小学校就学予定のお子さまがいらっしゃるご家庭すべてにお送りしています。<u>申請は任意です。</u>

①支給の対象となる方

次の全ての条件に該当する方

・宇治市就学援助制度の認定基準に該当する世帯の保護者等

認定される世帯例【給与所得者の場合】※これは一例です。認定基準は個々の状況により変わります。

世帯人数	2人	3人	4人
世帯構成例	大人　40歳 小学生　7歳	大人　43歳 中学生　13歳 小学生　10歳	大人　44歳 大人　41歳 中学生　14歳 小学生　9歳
給与収入の目安※1（持家の場合）	約248万円	約387万円	約458万円
給与収入の目安※2（借家の場合）	約348万円	約495万円	約533万円

※1 令和7年中の世帯の給与収入・営業収入・年金収入・その他収入・児童扶養手当の合計から社会保険料等を差し引いた額を用いて判定します。

※2 借家の場合、家賃の金額により変わります。表では家賃を月額53,000円（上限）として試算しています。給与収入の額により、児童扶養手当や社会保険料等の額が変わることを考慮しています。

・令和9年4月1日から、宇治市立小学校に就学する予定の児童のいる保護者等（※私立・国立小学校等への就学予定者や、他市転出予定者、生活保護を受給している者を除く）

②申請様式

同封の「就学援助費小学校新入学学用品費等受給申請書兼就学援助費収入額・需要額調書兼口座振替依頼書兼委任状」に必要事項を記入の上、④の方法でご提出ください。

③申請時にあわせて必要となる書類

※令和8年1月1日より後に宇治市に転入してこられた方のみ

児童と同一生計の世帯員で、18歳以上の方と18歳未満で収入のある方の「令和8年度課税証明書」を前住所地（令和8年1月1日時点の住所地）の自治体で取得し、申請書と併せて提出してください。

（その他、申請後に審査にあたって必要書類の提出を求めることがあります。）

④申請方法

入学予定の小学校で実施される入学前の健康診断（就学時健診）時にご持参ください。

＜就学時健診の実施日 ： 令和8年11月2日（月）から11月27日（金）＞

※上記健診で提出できない方
＜令和9年1月29日（金）までに市役所6階　学校教育課へ提出＞

⑤支給額・支給時期・支給方法

支給額　：64,300円（定額）
支給時期：令和9年3月　※今後変更になる場合があります。
支給方法：申請書にて指定された口座に振込み

ⓘ 注意事項

- **就学時健診終了後の申請書の提出先は、宇治市教育委員会学校教育課です。**
 （就学予定の小学校では受け付けておりませんのでご注意ください。）
- 今回の申請により支給を受けた方でも、「令和9年度就学援助」の支給を希望される場合は、ご入学後に改めて申請をいただく必要があります。
 なお、令和9年度就学援助は令和8年中の収入に基づき判定します。
- 新入学学用品費等は、小学校入学後は支給されません。
- 支給後にご転出された場合は、返金のご依頼またはご転出先の教育委員会に本市で「新入学学用品費等の支給を行った」旨の通知をします。

≪問い合わせ先≫
宇治市宇治琵琶33番地　宇治市教育委員会　学校教育課
☎　0774-20-8757　（直通）